

# 包括的いじめ防止 対策の実現

## エビデンスの利用と その可能性

公益社団法人 子どもの発達科学研究所

和久田 学

# メニュー

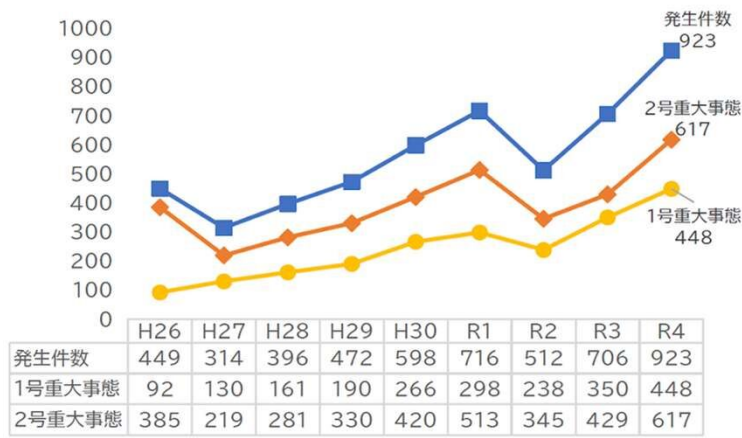
---

- **いじめ重大事態が起こる理由とは？**
- シンキング・エラーと学校・教育委員会の当事者性
- 包括的取り組みの必要性：RTIモデルの採用
- 福岡県の取り組みへの期待

# いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、923件(前年度706件)。  
 うち、法第28条第1項第1号に規定するものは448件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは617件(前年度429件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	
重大事態発生校数(校)	363	337	141	3	844	
重大事態発生件数(件)	390	374	156	3	923	
うち、第1号		162	187	96	3	448
	生命	25	36	15	0	76
	身体	33	38	14	1	86
	精神	84	104	57	2	247
	金品等	20	9	10	0	39
うち、第2号	279	247	91	0	617	

- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものと規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。
- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、  
 第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
 第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
 である。

出典:文部科学省、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

## いじめの影響

- いじめによる傷つき体験があるのは成人の約半分。**引きこもりと関連がある**（和久田ら、2023）
- いじめ加害者は**反社会的人格障害**になるリスクがそうでない者の4倍。（COPELAND,2013）
- いじめ被害は、**うつ病リスク**を高める（ABEBEら、2014） ・虐待よりメンタルヘルスに影響（LEREYAら、2015）
- いじめ被害者は、**希死念慮2.4倍、自殺企図2.5倍**（BHATTA,2014）
- いじめの被害者は当然、心理的な苦痛を受けるが、傍観者も同様であり、特にいじめの事実が起こっているときよりも、**それが過ぎ去ってからになると、被害者と同じくらいの心理的苦痛を抱いている**（JANSONら、2004）

# 現状分析

- いじめ問題はなぜ起こるのか？
- いじめ重大事態に至るのはなぜか？

※いじめ重大事態

いじめ防止対策推進法 第二十八条

- 1：いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあるとき  
(1号重大事態：生命心身財産重大事態)
- 2：いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき  
(2号重大事態：不登校重大事態)

# メニュー

---

- いじめ重大事態が起こる理由とは？
- **シンキング・エラーと学校・教育委員会の当事者性**
- 包括的取り組みの必要性：RTIモデルの採用
- 福岡県の取り組みへの期待

## シンキング・エラー

いじめをいじめだと認知せず、別の問題である、もしくは問題ないと考えてしまう“認知の間違い”を言う。

例：今まで問題なかったことは、今も問題ない  
よくあることだから、放置しても良い  
少しくらいの傷つき体験は、子どもを鍛えるものだ  
その子どもに原因があるのなら、仕方がない  
(その子どもが原因を起こしたから悪い)

## シンキング・エラーが起きやすい場合

- **明確ではないが、少しずつルールや価値観が変わっていった場合**  
今の人権意識、多様性を認める価値観
- **閉鎖的で、外の価値観が入りにくい集団の場合**  
教育関係者のみが関与できる仕組み
- **単一目的集団の場合**  
成績を上げるためなら、何を犠牲にしても良い

シンキング・エラーを起こすと、頑張っても頑張っても結果がでないどころか、問題が起き続けることになり、その集団、その組織の者にとっても非常に不幸なことになる。



## 学校・教育委員会が持つ当事者性

- 学校・教育委員会は、いじめの対応、解決を行う立場だが、同時に、いじめが起きた環境を管理、提供するという意味でも、いじめの被害者や加害者を指導支援する立場にあったという意味でも**当事者性**を有している。
- そのため、いじめ対応に、当事者としての責任を問われたり、当事者だからこそその事情があつたりして、**いじめの対応だけに集中できない状況になってしまうことがある。**

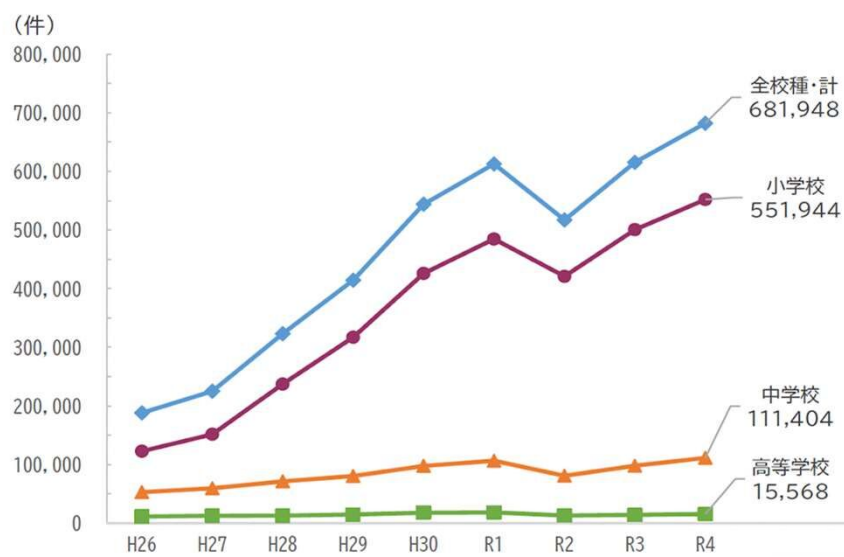
# メニュー

---

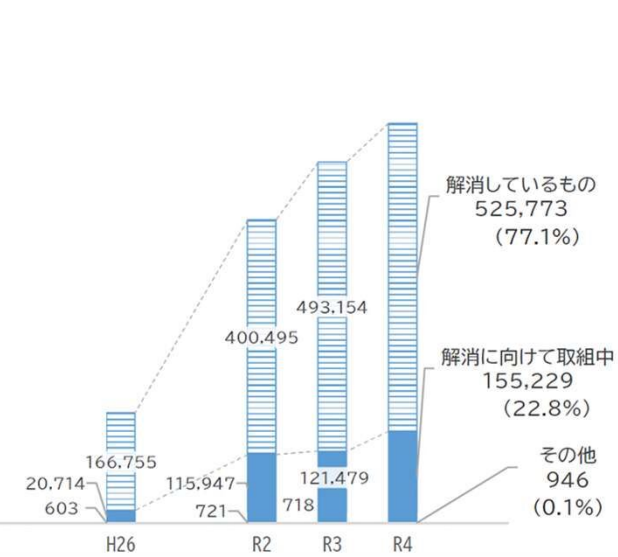
- いじめ重大事態が起こる理由とは？
- シンキング・エラーと学校・教育委員会の当事者性
- **包括的取り組みの必要性：RTIモデルの採用**
- 福岡県の取り組みへの期待

# いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

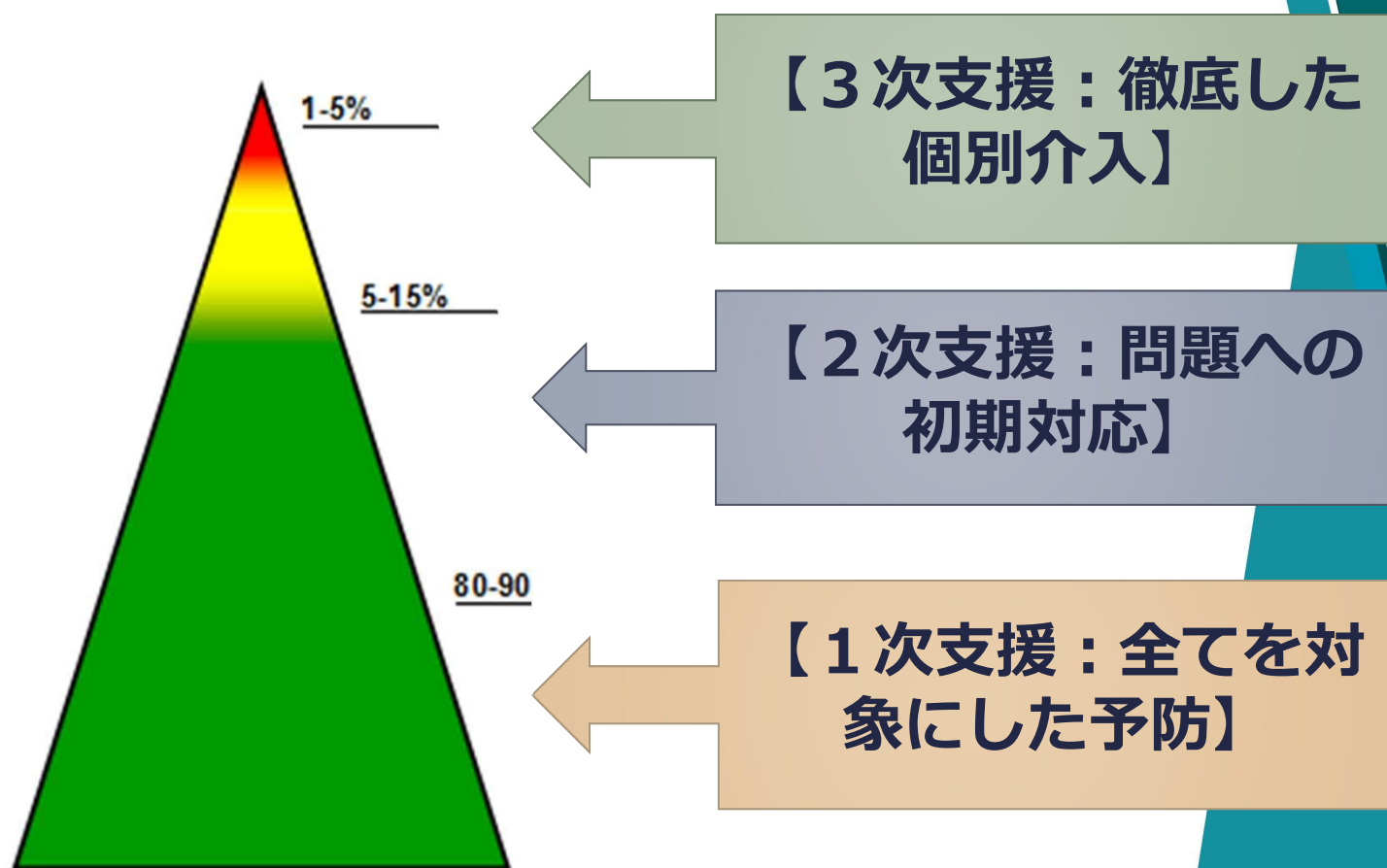
※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

出典: 文部科学省、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

# RTIモデル

## Response To Intervention Model



## 1次支援は見えにくい

- 問題がない状況を保とうという1次支援は、目的も結果も見えにくく、取り組みにくい。
- **科学的根拠が明確**であれば、結果は必ず現れる（ただし予防支援は、集団をターゲットにするため、効果を実感するまでには時間がかかるし、仕組みが必要）。
- しかも予防効果は、**一度、現れると持続する**ことが分かっている。

# メニュー

---

- いじめ重大事態が起こる理由とは？
- シンキング・エラーと学校・教育委員会の当事者性
- 包括的取り組みの必要性：RTIモデルの採用
- **福岡県の取り組みへの期待**

## いじめ防止の取組、システム化の必要性

- 誰か、特別な人がいないと動かないシステムは、広がらないし続かない。
- そのためには、システム化が可能なモデルを作成し、以下のことを明らかにする必要がある。

どのような組織が必要なのか？（組織の在り方）

どのようなサービスが必要なのか？（事業内容、質の担保）

果たして効果があったのか？（効果測定）

## 福岡県の取り組み

---

- **システム化**：組織のあり方、連携の仕組みなどの明確化、効果を明らかにしようとする試み
- **質の担保**：担当者の研修、質の担保への注目

### 都道府県レベルだからこそその力強さ

より包括的かつ第三者性のある視点の提供

今後の取り組みに期待しています。



公益社団法人  
子どもの発達科学研究所